



里親登録研修を 開催します

さまざまな理由により、家庭で暮らせない子どもたちがいます。そうした子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって育てる「里親」になることを希望する方のための研修です。

●**日程** 6月7日(土)・6月21日(土)・7月5日(土)・7月6日(日)

※このほか7月中の連続した2日間

●**場所** 宮城県庁および県内の児童養護施設・乳児院

●**申込方法** 4月10日(木)～5月9日(金)までに電話でお申し込みください。

☎宮城県中央児童相談所
☎022-784-3583

・研修に関する問い合わせ
みやぎ里親支援センターけやき
☎022-718-1031

国勢調査の調査員を 募集しています

「国勢調査」の調査員として活動して下さる方を募集しています。

調査の開始前に説明会を開催しますので、未経験の方も安心してお申し込みください。

●**活動期間** 8月下旬～10月下旬予定

●**調査対象者** 令和7年10月1日現在で、日本に居住する全ての人と世帯

●**調査方法** 調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布・回収

※応募資格など詳細はホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎企画政策課 ☎22-1324



企画政策課
ホームページ

「宮城県防災指導員」に新たに中学生17人を認定！

防災・減災対策の活動に取り組む自助・共助の重要性が改めて認識される中、地域において、防災活動の中心となる地域防災リーダーの役割がより重要となっています。

「宮城県防災指導員」は県、県民、事業者および市町村が一体となって災害対策を推進することを目的に平成21年4月に認定されたもので、本市では477人（うち中学生は26人（認定当時））がすでに認定を受け、本年2月15日、新たに17人の中学生が防災指導員に認定されました。

本市でも地域防災リーダーの高齢化が懸念される中、若い中学生の力が今後の防災に活躍してくれることを多いに期待しています。

☎危機管理課 ☎22-1452



▲講習会で議論する様子



▲認定証と腕章を受け取った福岡中学校の4人

令和7年度白石市消防団 春季消防演習



消防団の士気高揚と消防技術の向上のため、消防演習を開催します。また、演習の最後を飾る一斉放水は、放水ホース数を2倍に増やし大迫力の放水を披露します。午前11時30分ごろに行いますので、ぜひご観覧ください。

●**日時** 4月6日(日)8:30～

●**場所** 白石川緑地公園ソフトボール場（雨天時はホワイトキューブアリーナ）

※雨天時、一斉放水は中止となります。

☎危機管理課 ☎22-1452

国民健康保険税と後期高齢者医療 保険料の軽減基準が拡大されました

被保険者と世帯主の所得の合計額により、均等割額と平等割額が軽減される制度があります。対象となる所得基準は次のとおりです。

所得に基づき軽減されるため申請は不要です。ただし、所得の申告をしていない場合、軽減に該当しないことがあります。

	世帯主および国保加入者の所得の合計
7割	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円（変更なし）
5割	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+30.5万円【29.5万円】×国保加入者数
2割	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+56万円【54.5万円】×国保加入者数

【 】内は令和6年度

☎税務課 ☎22-1313

宮城県後期高齢者医療広域連合
☎022-266-1021

医療用ウィッグ（かつら）と乳房 補正具購入費の一部を助成します

がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除により購入したウィッグ、乳房補正具（人工乳房（体内に挿入する人工乳房を除く）パッド、ニップル）の費用の一部を助成します。

●**対象者** 市内在住で、がんと診断され現在治療中または過去に治療を受けたことのある方
※世帯全員の市民税所得割額の合計が30万4,200円未満の方、過去に同様の助成を受けていないなどの条件があります。

●**助成金額** 上限2万円（ただし、令和7年4月1日以降に購入したもの）

●**申請期限** 令和8年3月31日(火)
☎健康推進課 ☎22-1362

「肺炎球菌予防接種」の 助成を行います

●**対象** 市内在住の65歳以上の方
※前回接種後5年以上経過した方は2回目の接種も対象（3回目以降は全額自己負担）。

●**自己負担額** 5,000円

●**実施医療機関** 白石市・蔵王町・七ヶ宿町の実施医療機関

※実施医療機関以外で接種を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

☎健康推進課 ☎22-1362

4月は 介護保険料（1期） の納期です

「夜間収納総合窓口」開設

●**日時** 4月25日(金)
17:15～19:00

●**場所** 収納管理室・会計課・建設課

固定資産縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧

●**期間** 4月1日(火)～6月2日(月)8:30～17:15
(土・日・祝日を除く)

●**場所** 税務課（市役所1階）

■固定資産（土地・家屋） 縦覧帳簿の縦覧

●**対象者** 固定資産税納税者（税額が発生しない方は対象外）、納税者からの委任状がある方

●**手数料** 無料

■固定資産課税台帳（名寄帳） の閲覧

●**対象者**

①固定資産税の納税義務者（個人・法人など）

②①の方からの委任状がある方

③賃借権・地上権などの権利者

④借地借家人

⑤資産の処分権がある方

※③・④・⑤の方は、権利を確認できる書類が必要です。

●**手数料** 1件300円（ただし①・②の方が縦覧期間に行う閲覧は無料）

※縦覧・閲覧どちらも窓口で申請者の本人確認を行います。マイナンバーカードや免許証など顔写真入りのものは1点、顔写真が入っていない保険証や年金手帳、納税通知書などは2点お持ちください。

☎税務課 ☎22-1313

立地適正化計画に基づく届出制度が始まります！

●立地適正化計画とは

地域の活力を維持するとともに、高齢者などが安心して暮らすことのできる、コンパクトなまちづくりを進めるための計画です。

●届出制度とは

居住誘導区域外における住宅や都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を事前に把握し、必要な対応を検討するための制度です。

●届出対象となる行為

都市計画区域内において、次の行為に該当する場合には着手する30日前までに届出する必要があります。



都市創造課
ホームページ

	開発行為	建築等行為	誘導施設の 休止・廃止
居住誘導 区域外	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,000㎡以上のもの	・3戸以上の住宅の新築 ・建築物を改築または用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	届出不要
都市機能 誘導区域外	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為	・誘導施設を有する建築物の新築 ・建築物を改築または用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合	届出不要
都市機能 誘導区域内	・届出不要	・届出不要	届出必要

☎都市創造課 ☎22-1325